

道民の皆様から原子力機構への主な質問等

※意見の後のカッコは、資料6のページと質問の番号

○幌延深地層研究センターの意義や役割について

- ・研究の成果は幌延と異なる地下環境下では適用できないのではないかと。(P3 48-3)
- ・研究は廃棄物を模した物体で研究しているに過ぎない。本当に高レベル放射性廃棄物に応用できるのか。(P3 48-5)
- ・8～9年の研究で、10万年という長い期間の安全の担保ができるのか。想定外の事態に対応できるのか。(P25 29-7～8)

○我が国における地層処分研究の位置付けについて

- ・日本に安定した地層はなく、核廃棄物の存在を後に知らせることができない「地層処分」は即刻見直すべき。(P6 10-4)
- ・幌延のような塩分を含んだ地下水が噴出する沿岸地域の地盤において、「地層処分」をめざした研究を続けることは間違いではないかと。(P6 25-7)

○外部評価の結果について

- ・評価結果で「技術の確立が可能な水準に達するまで」とあるが、技術の確立は実現できるかわからないのではないかと。(P10 48-4)

○幌延での研究計画延長の必要性について

- ・今回の評価で成果が出たのだから研究は再延長する必要がない。今後も技術が確立するまで課題を出し続けるのではないかと。(P14 12-6)
- ・計画案の記述では実質的な期限なき延長である。これまで関係自治体、地元住民・道民に説明してきたこととの整合性を説明してほしい。(P17 1-1)
- ・自ら20年程度で研究できると計画したのではないかと。これまでの説明は嘘・偽りだったのか。(P18 3-4)
- ・当初、20年程度の研究を前提に三者協定が結ばれた。延長そのものが三者協定違反である。(P83 4-2)
- ・そもそも研究には終わりはないもの。当初計画が終了した時点で、幌延の研究は終えたと認識すべき。(P21 48-1)

○瑞浪が研究を終了するのに対し、幌延での研究を続ける理由について

- ・瑞浪閉鎖が決定された中、なぜ幌延だけが約束が守られず研究延長が提案されたのか。今なお「幌延ありき」で物事が進められようとしていることに疑念と不安がぬぐえない。(P96 3-20)

○研究計画（案）と当初計画の範囲の関係について

- ・計画案は、長期になることから、研究の延長と言うより新たな計画となるのではないか。(P22 10-2)
- ・過去に回収技術の検証は幌延で行わないとしているが、操業・回収技術等の技術オプションの実証が記載されている。約束違反でないか。(P43 3-6)
- ・地殻変動に対する堆積岩の緩衝能力の検証のためのより大型の断層における研究は、処分場の場所を決めてから行うべき研究で「基盤研究」の範囲を逸脱しているのではないか。(P51 1-6)
- ・協定7条により、研究期間の大幅延長まで提案するのは乱暴な手法。今後も無期限の延長を主張できる前例になり、協定違反あるいは約束の反故にあたるのではないか。(P82 11-2)

○研究期間について

- ・研究期間を大幅に延長し、研究終了時期が明記されていない。これは道民との約束違反である。(P56 7-1)
- ・本研究計画（案）は見直し撤回を図り、まず2019年度末までの研究終了の工程やその後の埋め戻しについて明らかにすることが先決。(P55 4-4)
- ・「プラットフォームとしての活用」や「国内外の技術動向を踏まえて」は、研究の場として「際限なく使い続ける」ことを示しているのではないか。(P59 1-2)
- ・なし崩しの無期限化になるのではないか。(P63 41-2)
- ・地層処分の候補地が決まらない限り研究を続けるのではないか。(P64 19-2)
- ・研究施設の閉鎖、埋め戻しをした後に新規事業として別途相談すべきことで協定解釈として研究の延長は成り立たないのではないか。(P86 9-2)

○「研究終了までの工程とその後の埋め戻し」について

- ・埋め戻しをどのように行うかという工程が示されていない。どのように埋め戻すかについて何故明記しないのか。いつ明示するのか。(P69 30-2)
- ・「研究終了後の見守り期間」について、どの程度の期間を予定しているのか。観察期間について計画にない。(P71 22-4)
- ・何を以て「技術基盤の整備が完了」できたと判断するのかという具体的な目標設定がないのではないか。(P93 29-5)

○深度500mでの研究について

- ・計画案には500mの建設計画も研究開発項目も見当たらない。地下500m建設の有無をはっきりできるのか。(P78 3-14)

○施設の安全確保対策について

- ・延長は労災、火災などの危険性も延長することになる。最悪の事態は避けられるのか。(P73 43-3)

○国内外の関係機関の資金や人材の活用について

- ・「国内外の関係機関の資金や人材」に原子力環境整備促進・資金管理センターの資金が含まれるとすると NUMO の資金管理団体の資金が財源となり、NUMO の下請け研究を行うこととなると想われる。(P87 1-3)
- ・今後、深地層の研究に NUMO の資金や職員の活用が進められるのではないか。(P89 3-27)

○情報の公開について

- ・研究終了の具体的時期と埋め戻しについてぎりぎりまで態度を明らかにせず、突然大幅延長を公表するのは「機構の積極的な情報公開」を定めた三者協定第6条に違反しているのではないか。(P99 25-2)

○三者協定の遵守について

- ・大幅延長で終了時期の明記がない新計画案を認めれば定められた期間で研究を終了うせし、埋め戻すという約束は事実上反故になる。これは無期限存続を許すことになり、協定も破られかねない。協定の重みをどう考えるのか。(P82 15)
- ・研究を大幅に延長し終了時期の明記もないのは道民との約束違反。約束違反を許せば、幌延に核廃棄物を持ち込まない、最終処分場にはしないという約束もいつか破られかねない。(P97 31)

○機構の姿勢について

- ・機構は不誠実な姿勢を取り続けた経緯がある。機構は、約20年間にわたり、幌延周辺住民や道民に説明してきた深地層の研究期間「20年程度」を計画案で、ばっさり切り捨てた。機構の何を信用できるか。(P102 3-3)